

安全保障理事会決議 1838 (2008)

2008年10月7日、安全保障理事会第5987回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理決議 1814 (2008) および 1816 (2008) を想起し、

ソマリア沖の船舶に対する海賊行為および海上武装強盗の行為の最近の急増およびソマリアに対する人道援助の迅速、安全かつ効果的な引渡、国際的な航海および商業海上通路の安全ならびに国際法に従って実施されている漁業活動に与える深刻な脅威を深く懸念し、

母船のような長距離に達する物を使い、より精巧な組織および攻撃方法を用いて、ソマリア沖の広い範囲で増大している海賊の暴力行為が重火器を用いて行われていることにも懸念をもって留意し、

海賊行為および海上武装強盗ならびにその他の海洋での活動と戦うための適用可能な法的枠組を規定した 1982 年 12 月 10 日の海洋法に関する国際連合条約（以下「条約」）に反映された国際法を再確認し、

世界食糧計画 (WFP) の海上輸送船団を保護するために 2007 年 11 月以来数カ国によりなされた貢献、および、ソマリア沖で欧州連合の加盟国により実行された監視および保護活動を支援する任務の欧州連合による調整部隊の設立、ならびに可能な欧州連合海軍作戦行動に向けた進行中の立案過程、さらに決議 1814 (2008) および 1816 (2008) の実施を目的として取られたその他の国際的または国内的決定を賞賛し、

本年末までに 350 万人ほどのソマリア人が人道的食料援助に依存し、WFP との海運契約者は海軍艦艇の護衛なしで食料援助をソマリアへ届けられないとの最近の人道報告書に留意し、ソマリアへの WFP による引渡の長期にわたる安全を確保する安保理の決意を表明し、安保理が決議 1814 (2008) で事務総長に対し、WFP の海上輸送船団を保護する取り組みのために支援を提供することを求めたことを想起し、

ソマリアの主権、領土保全、政治的独立および統一に対する安保理の尊重を再確認し、

安保理の支援に対する暫定連邦政府 (TFG) の安全保障理事会への謝意を表明し、ソマリア沖で海賊行為および海上武装強盗と戦うために、決議 1816 (2008) の第 7 項に従って既に規定されているものに加えて事前の通知を与えるため他国および地域機関とともに活動することを考慮する TFG の意志を表明した 2008 年 9 月 1 日付けのソマリア大統領から国際連合事務総長への書簡に留意し、

2008 年 9 月 4 日付け安保理議長声明 (S/PRST/2008/33) において、ジブチでの平和および和解協定の調印を歓迎し、ソマリアに対する事務総長特別代表のアハメドゥ・ウルド＝アブダラ氏の現行の取り組みを賞賛したことを想起し、ソマリアにおける包括的かつ永続的解決を促進することの重要性を強調し、

2008 年 9 月 4 日付け安保理議長声明 (S/PRST/2008/33) において、ジブチ協定で国際連合が、120 日以内に国際安定化部隊を認可し展開するという当事国の要請に留意したこともまた想起し、その通過から 60 日以内に出される事務総長報告書、とりわけ実行可能な多国籍軍の詳細かつ統合された記述ならびに実行可能な国際連合平和維持活動のための詳細な活動概念を期待し

平和および安定、国家制度の強化、経済的社会的発展ならびに人権の尊重および法の支配が、ソマリア沖における海賊行為および海上武装強盗の完全な根絶のための条件を創設するために必要であることを強調し、

ソマリアの領海およびソマリア沖の公海における船舶に対する海賊行為および武装強盗の事件が、同地域における国際的な平和および安全に対する脅威を構成し続けているソマリアの事態を激化させていると決定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. ソマリア沖の船舶に対する海賊行為および海上武装強盗のあらゆる行為を安保理が非難し憂慮していることをくり返し表明する。
2. 海上活動の安全に関与している国家に対し、ソマリア沖の公海における海賊行為に対する戦いに、とりわけ条約に反映されたような国際法に従って海軍艦艇および軍用航空機を展開することにより、積極的に参加することを求める。
3. ソマリア沖の公海および空域において海軍艦艇および軍用航空機を活動させている国家に対し、海賊行為を抑制するために条約に反映されたような国際法に従って必要な手段をソマリア沖の公海および空域において使用することを求める。
4. そのようなことをする能力を有する国家に対して、決議 1816 (2008) の条項に従い海賊行為および海上武装強盗に対する戦いでTFGと協力することを促す。
5. また国家および地域機関に対し、決議 1814 (2008) の条項に従って、ソマリアの影響を受けている住民に対して人道援助をもたらすことに不可欠である世界食糧計画の海上輸送船団の保護のための措置を講じ続けることを促す。
6. 国家に対し、とりわけ国際海事機関 (IMO) 決議A-1002 (25) により要請されたように、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に、必要に応じて、ソマリア沖の水域において航海中に攻撃又は攻撃の脅威を受けた際に、攻撃から守るための適切な予防措置若しくは取るべき行動について助言および指針を与えることを促す。
7. 国家および地域機関に対し、上記第3項、第4項および第5項に従った行動を調整することを求める。
8. 本決議の条項は、ソマリアにおける情勢に関してのみ適用され、その他のいかなる情勢に関しては条約のもとでの何らかの権利又は義務を含む、国際法のもとでの加盟国の権利又は義務若しくは責任に影響をあたえるものではないことを確認し、また、とりわけ本決議は確立した慣習国際法としては考慮されないことを強調する。
9. 決議 1816 (2008) の第13項で要請された事務総長の報告書を期待し、とりわけTFGの要請に基づいて、追加的な期間、決議 1816 (2008) の第7項で与えられた権限を更新することを目的として、ソマリア沖の船舶に対する海賊行為および海上武装強盗に関する情勢を再検討する安保理の意図を表明する。
10. この問題に引き続き取り組むことを決定する。